

# 小松加賀環境衛生事務組合公告式条例

昭和 53 年 12 月 1 日  
条 例 第 1 号

改正 昭和57年12月11日条例第1号  
改正 平成13年3月31日条例第1号  
改正 平成17年12月1日条例第1号

(趣旨)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第16条第4項の規定に基づく公告式は、この条例の定めるところによる。

(条例の公布)

第2条 条例を公布しようとするときは、公布の旨の前文及び年月日を記入して、その末尾に管理者が署名しなければならない。

2 条例の公布は、小松市及び加賀市掲示場に掲示して行うものとする。

(規則に関する準用)

第3条 前条の規定は、規則の公布について準用する。

(規程の公表)

第4条 管理者の定める規程を公表しようとするときは、公表の旨の前文、年月日及び管理者名を記入して、管理者印を押さなければならない。

2 第2条第2項の規定は、前項の規程に準用する。

第5条 前2条の規定は、組合の機関の定める規則で公布を要するものについて準用する。この場合において、同条第1項中「管理者」とあるのは「当該機関又は当該機関を代表する者」と読み替えるものとする。

2 前条の規定は、組合の機関の定める規定で公布を要するものについて準用する。この場合において、同条第1項中「管理者名」とあるのは「当該機関名又は当該機関を代表する者の氏名」と、「管理者印」とあるのは「当該機関印又は当該機関を代表する者の印」と読み替えるものとする。

(規則又は規定の施行期日)

第6条 規則、組合の機関の定める規則又は規程は、それぞれ当該規則又は規程をもって、特に施行期日を定めることができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和 57 年条例第 1 号）抄

この条例は，昭和 58 年 1 月 1 日から施行する。

附 則（平成 13 年条例第 1 号）

この条例は，平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 17 年条例第 1 号）

この条例は，公布の日から施行する。